

小金井市アスベスト飛散防止条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第6条）
- 第2章 特定建築物におけるアスベストの飛散防止（第7条 第9条）
- 第3章 建築物等の解体工事等におけるアスベストの飛散防止（第10条 第19条）
- 第4章 雑則（第20条 第22条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、アスベストの飛散防止について、小金井市（以下「市」という。）、建築物等の所有者等及び解体工事等の施工者の責務を明らかにするとともに、アスベストの飛散防止に係る措置等について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに安全な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

アスベスト 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第9項の石綿をいう。

建築物等 土地に定着する工作物のうち、規則で定めるものをいう。

アスベスト含有材 アスベストを含有する建築材料をいう。

吹付けアスベスト等 アスベスト含有材のうち、吹付けアスベスト又はアスベストを含有する吹付け材もしくは保温材等であって、規則で定めるものをいう。

アスベスト含有成形板 アスベスト含有材のうち、吹付けアスベスト等以外の建築材料であって、規則で定めるものをいう。

特定建築物 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、病院等の用に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上の建築物で、規則で定めるものをいう。

延べ床面積 建築物等の床面積の合計又は水平投影面積をいう。 工

事対象面積 建築物等の解体又は改修の工事（アスベスト含有材の除去、封じ込め又は囲い込みのみを目的とする工事を含む。以下「解体工事等」という。）に係る延べ床面積をいう。

関係住民 解体工事等を施工する建築物等の敷地境界線から当該建築物等の高さの2倍又は当該敷地境界線から50メートルのいずれか長い水平距離の範囲内に居住し、事業を営み、又は公共施設を管理する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、アスベスト含有材を使用する建築物等の使用、改修及び解体時における管理の基準を定め、アスベストの飛散防止のための施策を実施しなければならない。

2 市は、市民に対しアスベストの適正な取扱い及びアスベストによる健康に係る被害の防止に関する知識の普及を図るものとする。

3 市は、建築物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）が行うアスベストの飛散防止のための措置に対して必要な支援を行うものとする。

（所有者等の責務）

第4条 建築物等の所有者等は、所有し、又は占有する建築物等におけるアスベスト含有材の使用の有無を把握し、その建築物等にアスベスト含有材が使用されている場合においては、アスベストの飛散防止のための措置を講じるよう努めなければならない。

2 建築物等の所有者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

（工事施工者の責務）

第5条 建築物等の解体工事等を施工する者は、市民の健康に係る被害を防止するため、アスベストの飛散防止のための措置を講じなければならない。

2 建築物等の解体工事等を施工する者は、市が実施する施策に協力しなければならない。

（台帳の整備）

第6条 市長は、アスベストの飛散による健康に係る被害を防止するために適切な措置を講じることができるよう、吹付けアスベスト等を使用する建築物等に関する台帳を整備するものとする。

第2章 特定建築物におけるアスベストの飛散防止

（特定建築物の所有者等が行う調査等）

第7条 特定建築物の所有者等は、当該特定建築物のうち多数の者の使用又は利用に供する部分に露出した吹付け材が使用されている場合には、規則で定めるところにより、当該吹付け材が吹付けアスベスト又はアスベストを含有する吹付け材であるかどうかについて調査し、その結果を速やかに市長に届け出なければならない。

（特定建築物の所有者等が執るべき措置等）

第8条 特定建築物の所有者等は、当該特定建築物のうち多数の者の使用又は利用に供する部分に露出した吹付けアスベスト又はアスベストを含有する吹付け材が使用されている場合には、除去、封じ込め又は囲い込みの措置を講じなければならない。

2 特定建築物の所有者等は、前項に規定する措置を講じるときは、規則で定めるところにより当該措置の計画を市長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第9条 市長は、特定建築物の所有者等が前2条の規定に違反していると認めるときは、その特定建築物の所有者等に対し、必要な措置を執ることを勧告することができる。

第3章 建築物等の解体工事等におけるアスベストの飛散防止

（発注者の責務）

第10条 建築物等の解体工事等の発注者（注文者のうち、当該解体工事等を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）は、当該解体工事等を行う請負人に対して、設計図書（建築物等に関する工事用の図面及び仕様書をいう。）その他当該建築物等に係るアスベスト含有材の使用の状況に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の発注者は、当該解体工事等を行う請負人に対して、施工方法、工期等について次条に定める作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

（作業基準の遵守）

第11条 アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等を施工する者は、規則で定める作業基準を遵守しなければならない。

（吹付けアスベスト等を使用する建築物等の解体工事等の届出）

第12条 建築物等の解体工事等で吹付けアスベスト等を使用する壁面、天井その他の部分を有するものに係る解体工事等を施工する者は、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、大気汚染防止法第18条の15第1項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第124条第1項の規定に基づく届出をする場合は、この限りでない。

（標識の設置）

第13条 前条に規定する解体工事等を施工する者は、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

（住民説明会の開催）

第14条 第12条に規定する解体工事等で、工事対象面積が500平方メートル以上のものを施工する者は、規則で定めるところにより関係住民に対し説明会を開催しなければならない。

2 前項に規定する解体工事等を施工する者は、同項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（測定等の指示）

第15条 市長は、第12条に規定する解体工事等において、必要があると認めるときは、当該解体工事等を施工する者に対し、規則で定めるところにより大気中におけるアスベストの濃度の測定等を指示することができる。

2 前項の規定により測定等の指示を受けた者は、規則で定めるところによりその結果を市長に報告しなければならない。

（アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出）

第16条 工事対象面積が80平方メートル以上の建築物等の解体工事等で、アスベスト含有成形板を使用する壁面、天井その他の部分を有するものに係る解体工事等を施工する者は、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（アスベスト含有材が敷地内の地下に存する建築物等の解体工事等の届出）

第17条 工事対象面積が80平方メートル以上の建築物等の解体工事等で、アスベスト含有材が敷地内の地下に存する建築物等の解体工事等を施工する者は、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 建築物等が解体されアスベスト含有材が地下に存する敷地で、新たな工事等を施工する者も同様とする。

（準用）

第18条 第13条及び第15条の規定は、前2条に規定する解体工事等について準用する。

（改善勧告）

第19条 市長は、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等を施工する者が、第11条、第12条、第13条（前条において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第2項（前条において準用する場合を含む。）、第16条又は第17条の規定に違反していると認めるときは、その解体工事等を施工する者に対し、必要な措置を執ることを勧告することができる。

第4章 雑則

（立入検査等）

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定建築物の所有者等又はアスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等を施工する者に対し、必要な報告もしくは

資料の提出を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入り、検査し、もしくは関係人に対する指示もしくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

第9条又は第19条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。

特定建築物の所有者等又はアスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等を施工する者が、前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に既に着手している建築物等の解体工事等については、第3章の規定は、適用しない。

3

この条例の施行の日から14日以内に着手する建築物等の解体工事等についての

第12条、第13条(第18条において準用する場合を含む。)、第16条及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「解体工事等の開始の日の14日前」とあるのは、「解体工事等の開始の日」とする。

4 市長は、この条例の施行前に既に着手している解体工事等の施行者に対し、この条例の内容を周知し、当該内容に則した行動を要請することができる。